

かた すまい方のルール

す かた にほんごばん
住まい方のルール(やさしい日本語版)

いろいろな人が共に生活する住宅(アパート等)では、毎日をきもちよく過ごせるよう、お互いに「住まい方のルール」をしっかり守ることが何よりも大切です。

だ かた [ごみの出し方]

ごみの出し方は各地域(市町村)によって違います。

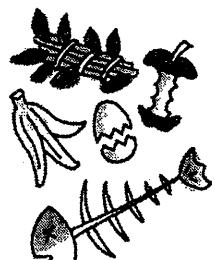
不動産店や近くの住民に種類別にごみを出す曜日と時間など、聞いておきましょう。

◆不動産店や近くの住民に確認すること

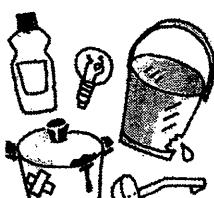
- ① 燃えるごみと燃えないごみの区別
- ② 資源ごみの区別と出す方法
- ③ ごみを出す曜日と時間
- ④ ごみを出す場所
- ⑤ 粗大ごみ(大型ごみ)を出す方法



燃えるごみ



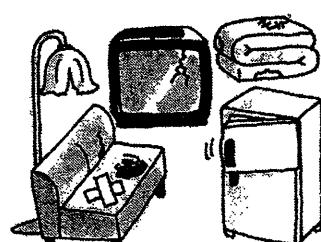
燃えないごみ



資源ごみ



粗大ごみ(大型ごみ)

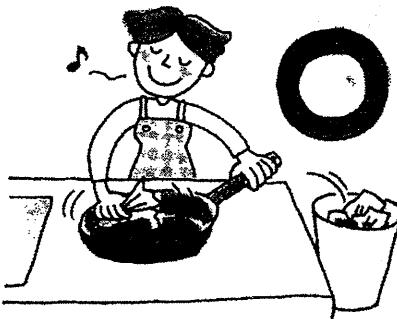
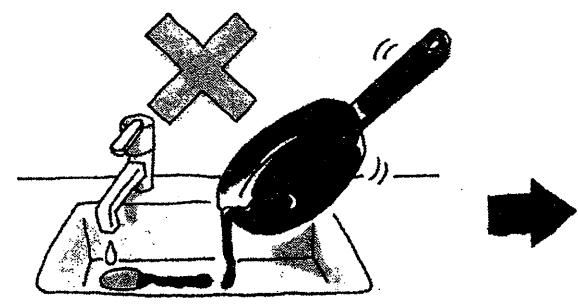


* ピン・カン・新聞紙や雑誌・布や衣類・プラスチックなどは地域によって回収方法が違います。

だいどころ つか かた [台所の使い方]

台所はきれいに使いましょう。

シンクの排水溝に食べ物のカスや食用油を捨ててはいけません。配水管が詰まる原因になります。使って残った食用油をそのまま捨てると、河川や海が汚れる原因になります。

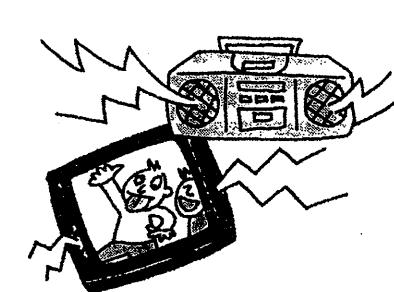


* 使って残った食用油を捨てる時は新聞紙などに吸収させてから、燃えるごみと一緒に捨てましょう。

せいかつそうおん [生活騒音]

じゅうたく (アパートなど) では、となりや上下階の部屋の音が聞こえます。
特に、夜間から早朝にかけては、うるさい音を出さないように注意しましょう。

◆こんな音が騒音になるので注意しましょう。



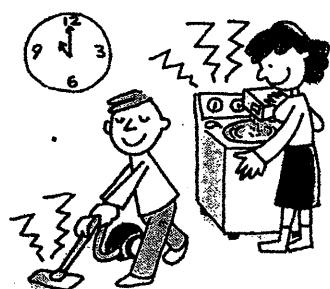
テレビやオーディオの音



楽器の音



大声で話す



掃除機や洗濯機の音



シャワーやお風呂の水の音

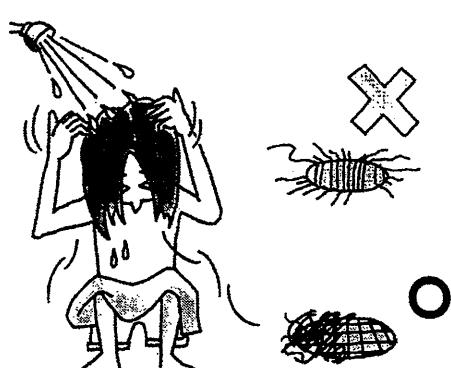


戸を開けたり閉めたりする音

よくしつ つか かた [浴室・トイレの使い方]

よくしつ やトイレの配水管が詰まると水があふれて、大きなトラブルになります。

下階の家にめいわくをかけると、弁償しなければならないこともあります。



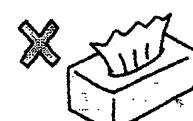
排水溝に髪の毛などを流さない



トイレではトイレットペーパーだけを使う



トイレット
ペーパー



ティッシュ
ペーパー

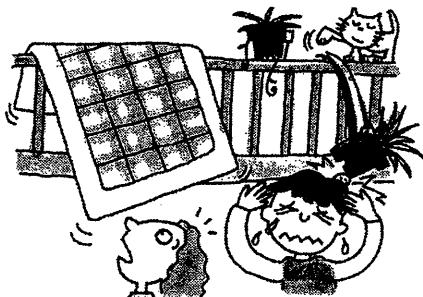


生理用品

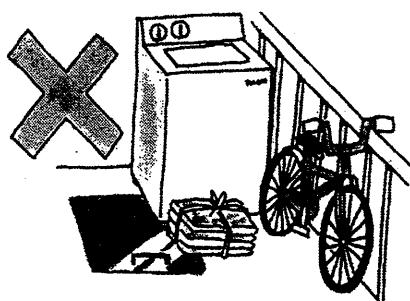
[バルコニー]

バルコニーの手すりに布団をほしたり、植木鉢などの物を置くと、落下して事故になりますので、バルコニーの手すりに物は置かないでください。

バルコニーは、緊急時の避難通路になっています。通行の妨げになりますので、バルコニーに物を置かないでください。



洗濯物や植木鉢などがバルコニーから落ちないように気をつけてください。

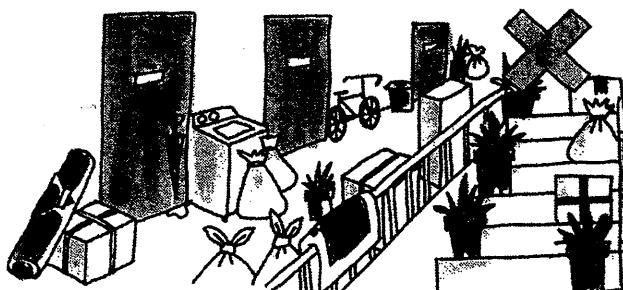


避難通路にごみや物を置かないでください。

[共有部分]

階段や廊下は共有部分です。

地震や火災など、いざというときの避難通路となっていますので、物を置かないでください。

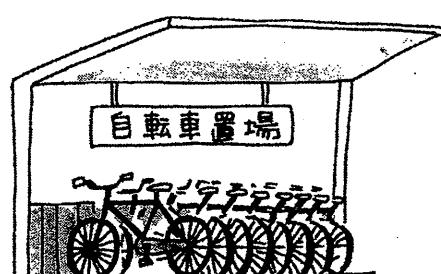
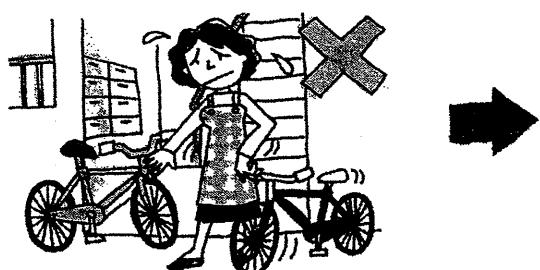


階段や廊下にごみや物を置かないでください。

[自転車置き場・駐車場]

自転車は、定められた場所に順序良く置いてください。

もし車を持っていれば、駐車場を借りてください。道路に無断で駐車しないでください。

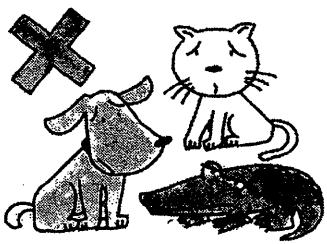


通路をふさがないように、自転車は定められた場所に置いてください。

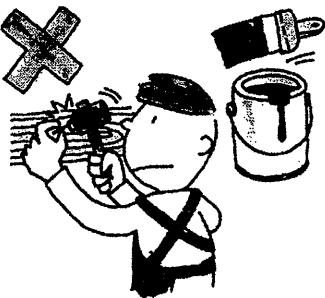
[契約書で確認すること]

住宅（アパート等）では、部屋の使い方について、きまりがあります。契約書を丁寧に読んで、契約書の禁止事項を確認してください。

◆以下は、一般的な住宅（アパート等）における禁止行為です。



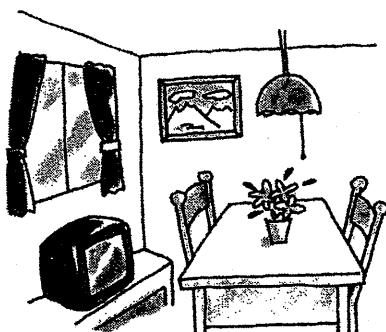
動物を飼うこと



部屋の壁に釘をうつたり
ペンキを塗ったりすること



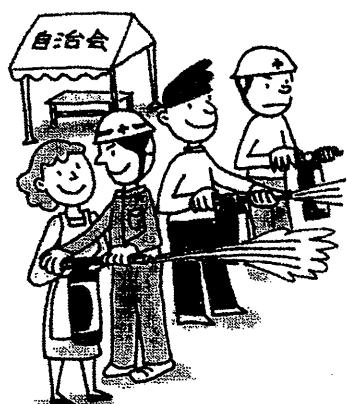
無断で契約者以外の人と
同居すること



居住用に借りた部屋を店や事務所など他の目的でつかうこと。

[町内会や自治会ってなに？]

日本では、いずれの地域でも「町内会」や「自治会」と呼ばれる住民組織があります。町内会や自治会の主な活動は、役所や保健所などからのお知らせを「回覧板」で入居者の皆さんに順に回したり、お祭りなどの入居者同士の交流活動を開催したり、防犯活動や防災訓練を行ったりします。これらの活動は入居者の皆さんからの町内会費で運営されます。外国人の入居者にも町内会（自治会）に加入していただきます。町内会の方に詳しいことを聞いてください。



問い合わせ先：特定非営利活動法人 かながわ外国人すまいサポートセンター

〒231-8458 横浜市中区常磐町1-7 横浜YMCA2階 電話 045-228-1752